



令和 7 年 9 月 4 日

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世 殿

熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会

部会長 倉田 賀世

熊本県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 15 日、熊本地方最低賃金審議会において付託された熊本県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、調査審議において、業務改善助成金等の生産性向上支援や価格転嫁等、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が必要であることは全委員共通の認識であった。これについて、当専門部会としては熊本地方最低賃金審議会から熊本労働局長に対する建議が行われることを要望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

1 公益代表委員

倉田 賀世 諏佐 マリ 本田 悟士

2 労働者代表委員

齊藤 智洋 西 広継 山本 寛

3 使用者代表委員

岩永 秀則 浦田 隆治 原山 明博



別紙

熊本県最低賃金

1 適用する地域

熊本県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,034 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年1月1日